

伊勢市農業委員会 第200回 総会議事録

日 時	令和4年8月16日（火）13時55分～15時3分
場 所	御菌公民館 2F 講堂
出席委員	<p>16名</p> <p>1番 中川 亜沙美 2番 森 美江 3番 吉田 保</p> <p>4番 山添 久憲 5番 川端 善宏 6番 神廣 敏夫</p> <p>7番 中澤 利吉 8番 中西 重喜 10番 中西 正平</p> <p>11番 北村 安弘 13番 森川 正弘 14番 泉 一嘉</p> <p>15番 出口 勝信 16番 奥野 隆史 18番 大西 正義</p> <p>19番 森北 雅博</p>
欠席委員	<p>3名</p> <p>9番 東浦 弘行 12番 山口 和男 17番 岩尾 昭</p>
総会出席職員	<p>農業委員会事務局</p> <p>日置 幸美（局長）</p> <p>上野 結女（会計年度任用職員）</p> <p>農林水産課</p> <p>青木 茉耶（会計年度任用職員）</p>
会議録署名者	4番 山添 久憲 14番 泉 一嘉
付議事項	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 事業計画変更承認申請について</p> <p>議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第5号 非農地証明願について</p> <p>議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）</p>
報告事項	<p>1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書について</p> <p>2. 農地法第18条第6項の規定による通知書について</p> <p>3. 農用地利用集積計画の中途解約について</p> <p>4. 農地利用変更届出書について</p>

<p>議 長</p>	<p>5. 時効取得所有権移転の通知書について（津地方法務局伊勢支局より） 6. その他</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから、伊勢市農業委員会第200回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席者は16名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。</p> <p>本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声多数あり）</p> <p>ご異議なしということでございますので、 4番の山添 久憲さん 14番の泉 一嘉さん のご両名をお願いいたします。</p> <p>それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは付議事項につきまして提案させていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 事業計画変更承認申請について 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第5号 非農地証明願について 議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案） 以上6件でございます。よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>局 長</p>	<p>では、初めに本日配布しました資料等を確認させていただきます。いつもの写真資料と地図を配布いたしました。不足のある方は挙手をお願いいたします。</p>

それでは、ご説明をさせていただきます。1 ページをお願いします。
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。
件数は 7 件、田が 5 筆 4,595 m²、畑が 10 筆 2,754.19 m²の 計 15
筆 7,349.91 m²でございます。

次のページをお願いします。内訳といたしましては、全て所有権移
転でございます。それでは 1 - 1 ページをご覧ください。

1 番と 2 番、こちらは売買でございます。受人が同一のため併せて
説明します。受人は神久 5 丁目の畑 2 筆を譲り受けたいとの申請にご
ざいます。申請地は神久 3 丁目地内 久志本神社より北へ 240~250m
に位置する農業振興地域外農地でございます。現地調査の結果、荒廃
農地と判断されました。稼働人員は 4 名でございます。

3 番、こちらは贈与でございます。受人は西豊浜町の田 3 筆を譲り
受けたいとの申請でございます。申請地は西豊浜町地内 伊勢広域環
境組合清掃工場より東へ 10m に位置する農業振興地域内 農用地区域
内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼
働人員は 3 名でございます。

次ページ（1 - 2）をご覧ください。

4 番、こちらにも贈与でございます。受人は村松町の畑 2 筆を譲り受
けたいとの申請でございます。

申請地は植山町地内 市立桜浜中学校より北東へ 290m に位置する
農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、
耕作地と判断されました。稼働人員は 3 名でございます。

5 番、こちらは売買でございます。受人は栗野町の田 1 筆を譲り受
けたいとの申請でございます。申請地は栗野町地内 市立城田中学校
より西へ 70m に位置する農業振興地域内 農用地区域内農地ござい
ます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は 2 名で
ございます。

6 番、こちらにも売買でございます。受人は鹿海町の畑 3 筆を譲り受

けたいとの申請にございます。なお、受人は1番、2番と同一でございます。申請地は鹿海町地内 堀割橋より南西へ230mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。稼働人員は4名でございます。

次ページ（1-3）をご覧ください。

7番、こちらは贈与でございます。受人は神菌町の田1筆と畑3筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は神菌町地内に点在する農業振興地域内 農用地区域内農地1筆と農用地区域外農地2筆、農業振興地域外農地1筆でございます。現地調査の結果、【1-2、1539】は荒廃農地と【1574、1653】は遊休農地と判断されました。稼働人員は2名でございます。

現地調査の結果、荒廃農地と判断された1番・2番については、計画を聞き取りの上申請書に所有権移転後、草を刈り起耕後に榦を植える旨を、6番は野菜を作る旨を申請書へ追記してもらい、7番も同様に、草を刈り起耕し野菜を作る旨を追記してもらった上で、事務局において適正であると判断いたしました。

議案第1号の説明は、以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果、いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。

山添委員

1番、2番の受人は鹿海町で榦を作っている方ですが、そこでは現在も榦を作っていて順調にされていますよね。

局長

はい、現在も榦作りをしていて、順調にされています。

議長

ほかにございませんか。

（異議なしの声あり）

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、1号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして議案第2号 事業計画変更承認申請についてを議題いたします。事務局説明をお願いします。

局長

2ページをお願いします。

議案第2号 事業計画変更承認申請についてでございます。件数は1件、内訳といたしまして、田のみ1筆の305㎡でございます。

次ページ(2-1)をご覧ください。

1番、こちらは昭和62年7月3日付で農地法第5条にて許可した賃貸借による駐車場で行ってまいりました。申し出によりますと、店舗が閉店し駐車場として利用しなくなっていたため、事業用地として立地が良いことから介護施設として整備することがまとまったものでございます。なお、転用申請が【5条—9番】で提出されておりますので、その際に改めてご説明いたします。

議案第2号は、以上1件でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということですので、議案第2号の事業計画変更承認申請については、これを承認することに決定いたしました。

続きまして議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

局長

3ページをお願いします。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。件数は1件、内訳といたしまして、畑のみ1筆の555㎡でございます。

次ページ(3-1)をご覧ください。

1番、申請者は村松町の畑1筆を住宅用地 所要面積496.44㎡及び進入路58.62㎡にしたいとの申請でございます。なお、こちらは【5条-6番】の案件と関連がありますので、併せて説明します。

申請地は東大淀町地内 国道23号 東大淀町交差点より南へ430mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、事前着工が判明したため始末書の提出を求めました。よって、現況地目は棒線表記となります。借人は、義父である申請者名義の村松町の畑1筆を使用貸借契約を結び借り受けて、申請者及び借人が共有で申請地に住宅平屋建て1棟 建築面積194.39㎡を建てたいとの申請でございます。建ぺい率は39%、排水は合併浄化槽をへて南側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリート擁壁及び土留めを設置するとのことでございます。

議案第3号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。

また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

山添委員	家を共有名義で建てるのですか。
局長	はい、4条の申請人と、5条の借人が共有名義で住宅を建てる申請になっております。4条の申請人の持分については自分の名義の土地に住宅を建てるので4条申請、5条の借人である義理の息子は土地を借り受けることになるので5条申請になっております。
議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、3号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。</p> <p>続きまして議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
局長	<p>4ページをお願いします。</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。件数は15件、内訳といたしまして、田が12筆4,257.96㎡、畑が11筆6,096.9㎡の計23筆10,354.86㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。</p> <p>次ページ(4-1)をご覧ください。</p> <p>1番、売買でございます。受人である通町で水道施設工事業等を営む株式会社エーエス設備工業 代表取締役 中村 秀宏 さんが、船江3丁目の田1筆と隣接する雑種地1筆67㎡を譲り受けて一体利用して、資材置場としたいとの申請にございます。申請地は御菌町王中島地内 ゆたかこども園より南東へ110mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農</p>

地と判断されました。排水は雨水のみで西側既設道路側溝へ放流とし、被害防除として土留を設置するとのことをごさいます。

2番、こちらでも売買でございます。受人は、神久3丁目の田1筆を譲り受けて、宅地造成したいとの申請にございます。通常の農地転用では、建売住宅としなければならないところですが、本申請は造成のみの転用申請です。これは申請地が都市計画法第8条第1項第1号に規定されている用途地域内であることから、農地法第4条第6項第3号及び農地法施行規則第57条第1項第5号に規定される、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するために農地を農地以外に造成される事が確実と認められるという規定に該当し、例外的に許可し得る案件でございます。申請地は、神久3丁目地内 久志本神社より北へ20mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、事前着工が判明したため始末書の提出を求めました。よって、現況地目は棒線表記となります。所有者から、平成29年頃に許可を得ずに土砂を入れてしまったとの内容で始末書が提出されました。排水は合併浄化槽をへて北側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてはコンクリートブロックを設置するとのことをごさいます。

3番、こちらは一時転用による賃貸借でございます。借人である宮後2丁目で土木建築工事業等を営む株式会社西山組 代表取締役 西山 正照さんが、伊勢市が発注した 令和3年度 公下第37号 中央勢田川 分区污水管渠面整備（その3）工事を受注した関係で資材置場が必要となり、藤里町の田1筆を借りて、資材置場としたいとの申請にございます。期間は令和5年3月31日までとのことをごさいます。申請地は藤里町地内 中山寺より西へ220mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として隔離を行うとのことをごさいます。

4番、こちらは売買でございます。受人である佐八町で家具製造業を営む受人が、佐八町の畑1筆と隣接する原野1筆 198㎡を譲り受けて一体利用して、資材置場としたいとの申請にございます。申請地は佐八町地内 川原神社より北西へ160mに位置する第2農地にございます。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として土留を設置するとのことをごさいます。

5番、こちらでも売買でございます。受人である滋賀県大津市で株式所有した会社の事業活動管理を行う株式会社ECO BANKホールディングス 代表取締役 岡村 秀雄さんが、所有する宅地1筆 991.73㎡

と接している村松町の畑1筆を譲り受けて、宅地の拡張をしたいとの申請にございます。申請地は村松町地内 国道23号 村松町3交差点より南東へ90mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として土留めを設置するとのこととございます。

6番、こちらは使用貸借でございます。内容につきましては、先に議案第3号の関連で説明しましたので、省略致します。

7番、こちらは賃貸借でございます。受人である四日市市鶴の森1丁目で商業施設の開発等を営む大和リース株式会社 三重支店 支店長 内藤 浩次が、事業用借地権契約により上地町の畑2筆を借り受け、事業用転借地権契約により福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目で医薬品等の販売等を営む株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭に転貸する貸店舗1棟 建築面積1,533.45㎡及び駐車場等としたいとの申請にございます。申請地は上地町地内 伊勢市城田支所より西へ300mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は合併浄化槽をへて北西側既設排水路へ放流とし、被害防除としてフェンスを設置するとのこととございます。そして本案件は、転用面積が3,000㎡を超える案件ですので三重県農業会議の常設審議委員会に諮る案件になります。この8月12日に開催された三重県農業会議 常設審議委員会に諮問しましたところ、適切との答申をいただいたところです。さらに本案件の転用面積は1,000㎡を超えるものでもありますことから、都市計画法第29条に基づく開発案件にも該当するものでございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものでございます。

8番、こちらは売買でございます。受人である上地町で建設業を営む株式会社近藤建設 代表取締役 近藤 隆男さんが、上地町の畑1筆を譲り受けて、法人が使用するための資材置場としたいとの申請にございます。申請地は玉城町地内佐田1号公園より北東へ350mに位置する第2種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として土留を設置するとのこととございます。

9番、こちらでも売買でございます。こちらは2号議案にてお認めいただきました事業計画変更に伴って、改めて申請された案件にございます。本案件は事業計画変更の承継人で、受人である小俣町本町で介護事業等を営む株式会社KASU

KEYA 代表取締役 山下 勝徳さんが、二見町荘の田1筆を譲り受け、介護施設1棟 建築面積116.15㎡を建てたいとの申請にございます。申請地は二見町三津地内 JR二見浦駅より北西へ190mに位置する事業計画変更申請地にございます。現地調査の結果、許可済みのため斜線と判断されました。排水は北側既設下水道へ放流とし、被害防除として土留め及びフェンスを設置するとのことでございます。

10番、こちらは使用貸借でございます。祖父名義の小俣町元町の田2筆と隣接する宅地1筆32.29㎡を借り受け一体利用して、借人が申請地に住宅2階建て1棟 建築面積89.43㎡を建てたいとの申請にございます。申請地は小俣町元町地内 近鉄小俣駅より西へ240mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は28%、排水は南側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

11番と12番、こちらは売買でございます。受人が同一で、一体の開発となるため併せて説明します。受人である多気郡明和町有爾中で不動産業等を営む有限会社ホームタウン 代表取締役 東谷 泰介さんが、小俣町宮前の畑2筆を譲り受けて、分譲宅地3区画としたいとの申請にございます。通常農地転用では、建売住宅としなければならないところですが、本申請は造成のみの転用申請です。これは申請地が都市計画法第8条第1項第1号に規定されている用途地域内であることから、農地法第4条第6項第3号及び農地法施行規則第57条第1項第5号に規定される、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するために農地を農地以外に造成される事が確実に認められるという規定に該当し、例外的に許可し得る案件でございます。申請地は小俣町宮前地内 小俣宮前保健福祉会館より東へ50~60mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は南側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。そして本案件は、転用面積が1,000㎡を超えるものでもありますことから、都市計画法第29条に基づく開発案件にも該当するものがございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものがございます。

13番、こちらは使用貸借でございます。祖父名義の小俣町新村の田5筆を借り受けて、借人が申請地に住宅2階建て1棟 建築面積72.61㎡を建てたいとの申請にございます。申請地は小俣町新村地内 東新村公民館より北へ220mに位

置する第3種農地でございます。本申請につきましては、貸人が平成30年6月頃に許可を得ずに造成してしまったとのことで、始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。建ぺい率は24%、排水は合併浄化槽をへて南側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

14番、こちらは売買でございます。

受人である御菌町長屋で不動産業等を営む株式会社 さくら不動産 代表取締役 地崎 敬太 さんが、小俣町本町の畑3筆を譲り受けて、分譲宅地4区画としたいとの申請にございます。通常の農地転用では、建売住宅としなければならないところですが、本申請は造成のみの転用申請です。これは申請地が都市計画法第8条第1項第1号に規定されている用途地域内であることから、農地法第4条第6項第3号及び農地法施行規則第57条第1項第5号に規定される、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するために農地を農地以外に造成される事が確実と認められるという規定に該当し、例外的に許可し得る案件でございます。申請地は小俣町本町地内 掛橋公園より南へ90mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は東及び西側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

15番、こちらは売買でございます。受人である曾祢2丁目で不動産業等を営む株式会社 ナカムラ工務店 代表取締役 中村 博光さんが、御菌町新開の田1筆を譲り受けて、建売住宅2棟 建築面積計185.48㎡と月極駐車場26台分としたいとの申請にございます。申請地は御菌町新開地内 新開臥竜梅公園より南へ90mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。建売住宅側は、建ぺい率は27%、排水は東側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリート擁壁を設置するとのことでございます。また、月極駐車場側は、排水は雨水のみで北側既設排水路へ放流とし、被害防除としてコンクリート擁壁を設置し、建売住宅側とは、コンクリートブロックを積むことにより明確に分断するとのことでございます。なお本案件は、転用面積が1,000㎡を超えておりますが、都市計画法第29条に基づく開発案件に該当しないことを担当部署に確認済みでございます。

議案第4号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所

	<p>有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。</p> <p>また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。</p>
川端委員	<p>15番について、開発案件に該当しないのでしょうか。</p>
局 長	<p>都市計画課に確認しましたが、現在の計画では建売住宅部分と貸駐車場部分が分離するということで、開発案件には該当しないとのことでした。</p>
川端委員	<p>いったん駐車場にしておいて期間をあけて後から建物を建てる可能性もあるのではないのでしょうか。その場合開発は問題ないのでしょうか。</p>
局 長	<p>一定の期間内であれば開発に該当する可能性もありますが、農地法の規制としては、一度駐車場として完成させて地目を変更すれば、転用行為自体は終了ということになります。</p>
出口委員	<p>法の抜け穴のようにも見えてしまいますが、現時点での計画が法的に適当であれば認めざるを得ないですね。</p>
局 長	<p>この申請がだめだという根拠はありませんが、開発についての取り扱いが気になりましたので、何度か確認をしましたが、現時点では開発行為には該当しないとのことでした。</p>
議 長	<p>ほかにごございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしというお言葉を頂き、外にご質問もないようでございますので、本件について許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。なお、7番、11番、12番につきましては、開発案件でありますので、開発許可日と同日付で許可することを条件とすることで決定いたしました。

続きまして、議案第5号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

局長

5ページをお願いします。

議案第5号 非農地証明願についてでございます。件数は1件、内訳といたしまして、畑が1筆のみの224㎡です。詳細について説明させていただきます。

次ページ(5-1)をご覧ください。

1番、佐八町の畑1筆で現況は宅地でございます。こちらは昭和48年に工場を建築し利用していたとのことで、固定資産税評価証明書の写を提出したうえで、非農地証明の願い出が上がっております。

議案第5号の説明は、以上でございます。現地調査及び書類審査の結果、非農地証明の要件を満たしておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、5号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第5号 非農地証明願については、これを承認し、証明書を下付することに決定いたしました。

続きまして、議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。

青木
(農林水産課)

それでは、議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を説明させていただきます。件数は154件で、田が310筆の335,838㎡、畑が17筆の16,868㎡、計327筆の352,706㎡でございます。次のページの農用地利用集積計画の概要をご覧ください。

内訳といたしまして、

◇3年間の利用権(賃貸借権)の設定が1件で、畑のみ1筆の2,000㎡。

◇3年間の利用権(使用貸借権)の設定が2件で、田が1筆の553㎡、畑が1筆の1,123㎡、計2筆の1,676㎡。

◇5年間の利用権(賃貸借権)の設定が7件で、田が16筆の13,111㎡、畑が1筆の1,298㎡、計17筆の14,409㎡。

◇5年間の利用権(使用貸借権)の設定が1件で、田のみ2筆の1,023㎡。

◇10年間の利用権(賃貸借権)の設定が72件で、

田が151筆の165,319㎡、畑が6筆の5,712㎡、計157筆の171,031㎡。

◇10年間の利用権(賃貸借権)の移転が142件で、

田が142筆の156,855㎡、畑が6筆の5,712㎡、計148筆の162,567㎡。

以上件数は154件で、田が310筆の335,838㎡、畑が17筆の16,868㎡、計327筆の352,706㎡でございます。転貸抜きの件数は83件で、田が168筆の178,983㎡、畑が11筆の11,156㎡、計179筆の190,139㎡でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしく願いいたします。

議長

農林水産課提案の議案について説明が終わりました。この内13番から44番、53・54番、61番から74番、77番から80番、89番から116番、147・148番、153・154番は、森北 雅博委員に関係する分でございます。ひとまず森北委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思っております。

(森北委員退席)

本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第6号中の森北委員に関係する分については承認することに決定いたしました。それでは、森北委員にお戻りをいただきたいと思います。

(森北委員着席後、審議再開)

続きまして125番から144番は、奥野 隆史委員に関係する分でございます。ひとまず奥野委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思います。

(奥野委員退席)

本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことですので、議案第6号中の奥野委員に関係する分については承認することに決定いたしました。それでは、奥野委員にお戻りをいただきたいと思います。

(奥野委員着席後、審議再開)

それでは、議案第6号のその他の案件について審議に入りたいと思います。何か質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

吉田委員

64番の面積が、概要では1,400㎡になっていますが、計画の明細では1,440㎡になっています。

青木

1,440㎡が正しい面積になります。訂正をお願いします。

大西委員

6-1-1ページの3番についてですが、土地とハウスを含めた賃料でしょうか。

青木

確認をしておきます。

中西重喜委員

6-1-3ページの15番について、先日地元で面積ごとの賃料の基礎単価について説明をしまして、1,000㎡以上か未満かで金額が異なりますが、15番の土地は1筆あたり1,000㎡未満なので本来の額とは異なるようですが、中間管理機構またはJAから振り込まれる額はこちらの記載の金額がもとなるのですか。

青木

はい、こちらの記載の額がもとなります。

中西重喜委員

そうであれば先日の説明と矛盾が生じてしまうと思います。例えば次の6-1-4ページの19番は881㎡で本来の金額になっていますがいかがでしょうか。

局長

15番については続きの地番になっているので、地番は分かれています。隣同士で現況は1枚の田の可能性もありますね。この間に畦があって分かれています。1筆あたり1,000㎡未満になりますが、畦がなくて1枚の田なら2筆合わせて1,000㎡を超えます。

<p>議 長</p>	<p>実際は現地に行かないとわかりませんが、畦畔がなくあわせて1,000㎡を超えているとみなされている可能性もありますね。</p> <p>ほかにございせんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、6号議案について承認いたしたいと思いが、ご異議ございせんか。</p> <p>(異議なしの声、多数あり)</p> <p>異議なしとのことでございますので、議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)は、これを承認することに決定をいたしました。</p> <p>以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。</p> <p>続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。</p>
<p>局 長</p>	<p>続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書について ……1件(説明内容記録省略) 2. 農地法第18条第6項の規定による通知書について ……1件(説明内容記録省略) 3. 農用地利用集積計画の中途解約について ……13件(説明内容記録省略) 4. 農地利用変更届出書について ……2件(説明内容記録省略)

	<p>5. 時効取得所有権移転の通知書について（津地方法務局伊勢支局より） ……………1件（説明内容記録省略）</p> <p>報告事項は、以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特に ご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。 引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いし ます。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは事務局から連絡させていただきます。</p> <p>8月の現地調査のお願いでございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8月30日（火） 出口 勝信 委員、 岩尾 昭 委員 ・ 8月31日（水） 中澤 利吉 委員、 中川 亜沙美 委員 <p>にそれぞれお願いをさせていただいております。当日9時までに、 市営吹上駐車場へお越しいただきますようお願い致します。</p> <p>そして先月大湊町での転用で、地目が用悪水路であったところの件 ですが、旧台帳を確認したところ、大正11年に売買で所有権移転が されていたものでございます。その後、当初地目が田であったものが 用悪水路に変更されて今に至っております。</p> <p>連絡は以上でございます。ありがとうございました。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。</p> <p>それでは、特にないようでございますので、第200回の総会を 閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうご ざいました。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____